

マイナンバー制度が始まります



平成 27 年 10 月から、国民の皆さま 1 人 1 人に
12 桁のマイナンバー（個人番号）が通知されます。

- 市区町村から、住民票の住所に通知カードが送付されます。
- 通知カードを受け取られた方は、同封された申請書を郵送すること等により、市区町村の窓口で「個人番号カード」の交付を受けることができます。

愛称：
マイナちゃん

平成 28 年 1 月から、マイナンバーは社会保障、税、災害対策
の行政手続で利用します。

- 年金、雇用保険、医療保険の手続、生活保護や福祉の給付、確定申告などの税の手続など、法律で定められた事務に限って、マイナンバーが利用されます。
- 民間事業者でも、社会保険、源泉徴収事務などで法律で定められた範囲に限り、マイナンバーを取り扱います。

法律で定められた目的以外でマイナンバーを利用したり、
他人に提供したりすることはできません。

- 他人のマイナンバーを不正に入手したり、正当な理由なく提供したりすると、処罰されることがあります。
- マイナンバーと結びついた個人情報を守るため、様々な対策を講じます。

マイナンバーは、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤です。

行政の効率化

行政機関や地方公共団体などで様々な情報の照合や入力などに要している時間や労力が大幅に削減されるとともに、より正確に行えるようになります。

国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続が簡素化され、負担が軽減されます。情報提供等記録開示システムによる情報の確認や提供などのサービスを利用できます。

公平・公正な社会の実現

所得や他の行政サービスの受給状況を把握しやすくなり、脱税や不正受給などを防止するとともに、本当に困っている方にきめ細やかな支援を行えます。

マイナンバーは一生使うものです。大切にしてください。

○やむを得ない理由により住民票の住所地で受け取ることができない

- ・DV、ストーカー行為等、児童虐待等の被害者
- ・ひとり暮らしで、長期間医療機関・施設等に入院・入所されている者

等の方は、居所に送付することが可能ですので、本人確認書類等を添付した「**居所情報登録申請書**」を**9月25日（金）までに（持参又は必着）**住民票のある市区町村に持参または郵送してください。

○申請書については、お近くの市区町村や総務省ホームページ (http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card) などから入手又はダウンロードが可能です。

マイナンバーのホームページ <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

マイナンバー制度のお問い合わせ 全国共通ナビダイヤル 0570・20・0178 (マイナンバー)